

計 画 年 度
令和3～令和12年度

福井県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

令和3年11月

福 井 県

前文

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設および主要な診療機器等の整備の現状
- 2 診療施設の整備に関する目標

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

第3 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

- 1 組織的な家畜防疫体制の確立
- 2 診療施設・診療機器の効率的利用
- 3 獣医療情報の提供システムの整備
- 4 衛生検査機関との業務の連携
- 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

- 1 臨床研修
- 2 生涯研修

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備
- 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 3 計画の見直し

前文

1 畜産振興および食料の安定供給に対する獣医師の役割

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上および公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、令和元年に本県でも発生があった豚熱の全国的な発生や、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の大規模発生に対する防疫体制の再点検・強化および農場が飼養衛生管理基準を遵守するための衛生指導が求められている。公衆衛生の分野でも食肉検査や食中毒の予防対策等があり、近年、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任は非常に大きい。

このような状況の中「ふくい農業・農村再生計画」（平成31年3月）や「福井県酪農・肉用牛生産近代化計画」（平成28年3月）の実行に必要な、適切な獣医療を提供するためには、産業動物獣医師の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物を安定的に供給していくことが求められている。

また、食をめぐる社会情勢や県民の健康志向の高まりに応えるべく食の安全と消費者の信頼確保に向けた、より一層の取組みを推進するため、獣医療の提供は不可欠なものとなっている。

さらに、本県畜産業の生産性を向上するためには、牛受精卵移植技術における獣医師の役割がますます重要となっており、継続的な技術者の養成が必要である。その他、診療獣医師の高齢化や畜産農家戸数の減少の課題がある。

以上により、消費者ニーズに即した品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を安定的に供給するためには、より一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬猫、小鳥等の一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）の分野における獣医療については、小動物の飼育世帯数の増加、飼育される動物の種類の多様化、さらに、近年の動物愛護思想の普及に伴い、県民生活における位置付けが高まっている。このような中、愛玩動物看護師法が制定され、獣医師や愛玩動物看護師等によるチーム獣医療体制の構築や動物の健康管理、飼育管理に関する総合的な指導とともに、適正な飼育の普及・啓発、さらに、高度な診療機器を使用した最新の診断・治療技術などの獣医療現場への導入が求められている。

また、産業動物の現場においても、生産性の向上から高度な獣医療が求められている。

3 産業動物獣医師および公務員獣医師の確保

産業動物の診療業務については、乳用牛、肉用牛および豚を対象に、福井県農業共済組合家畜診療所の獣医師、個人開業の診療獣医師および一部の市の獣医師が診療を行っている。しかし、近年においては、畜産農家の高齢化や経営環境の悪化から、畜産農家の戸数が減少傾向にあり、結果として、家畜共済の加入頭数も減少している。現在は、適正な獣医療提供が可能な獣医師数を辛うじて確保できているが、産業動物

獣医師の高齢化、採用困難、家畜共済運営上の理由から、獣医療提供が困難となることも考えられる。このため、獣医療提供体制の整備も随時検討していく必要がある。

公務員獣医師は、家畜衛生分野、動物愛護分野、公衆衛生分野および自然保護分野に携わっている。途中退職者の増加、新規採用者の減少から、年齢構成が高く、今後、定年退職者が増えることが明らかであるため、計画的な人材確保が必要となる。このことから、インターンシップ等により学生への産業動物獣医師および公務員獣医師への就職に魅力を持ってもらうことや、獣医系大学への修学資金制度の設置、利用推進等、獣医師の確保に対する取組みを進めていく必要がある。

4 獣医療を安定的に提供する体制の整備

本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上、食品の安全の確保および愛玩動物の適正な飼育管理等に寄与していくため、適正な数の獣医師を確保するとともに、関係機関の業務や機能の分担・連携を図り、質の高い獣医療を安定的に提供する体制を整備する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設および主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

令和3年4月現在、産業動物診療施設の現状は次のとおりである。

(単位：カ所)

地域	診療施設数	内 容 (開設主体の種類別内訳)									備考※
		県		市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人その他 の団体	獣医系大学	個人開設 施設	その他	
		うち家保									
嶺北	6	3	1	0	0	1	0	0	2	0	0
嶺南	4	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
合計	10	4	1	1	0	1	1	0	3	0	0

資料：獣医療法第3条の届出

注：診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

※：大臣指定診療施設、基幹的診療施設等

(2) 主要な診療機器等

令和3年4月現在、産業動物診療施設の主要な診療機器等の整備の状況は次のとおりである。

○診療施設の整備状況

(単位：カ所)

地 域	開設主体の種類	調査 施設数	整備状況										備考			
			診療 室	手術 室	検査 室	解剖 室	病性鑑定室			焼却 施設	X線装置			入院 施設		
							細菌	ウイ ルス	生化 病理		X線 装置	X線 診療室				

嶺北	県(家保等)	3			1	1		1	1	2	1			
	共 済	1												
	法 人	0												
	個 人	2												
	計	6						1	1	2				
嶺南	県(家保等)	1												
	市	1												
	法 人	1												
	個 人	1												
	計	4												
合 計	県(家保等)	4			1	1		1	1	2	1			
	共 済	1												
	市	1												
	法 人	1												
	個 人	3												
	計	10			1	1		1	1	2	1			

資料：獣医療法第3条の届出

注：「イクス線装置」を有し、「イクス線診療室」を有しない場合には、移動型および携帯型イクス線装置等が該当する。

○診療機器等の整備状況

(単位：カ所)

地 域	開設主体の種類	検体成分分析装置								
		血液生化学 分析装置	血液電解質 分析装置	高速液体 クロマトグラフ	原子吸光 分光光度計	その他の 分光光度計	自動血球 計算機	牛乳中体細胞 測定装置	乳成分測定器 (ミルコスキャン)	血液ガス 測定装置
嶺北	県(家保等)	3		3	1	2			1	
	共 済									
	個 人									
	計	3		3	1	2			1	
嶺南	県(家保等)	1								
	市	1								
	法 人	1								
	個 人									
	計	3								
合 計	県(家保等)	4		3	1	2			1	
	共 済									
	市	1								
	法 人	1								
	個 人									
	計	6		3	1	2			1	

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	生体画像診断機器								
		ファイバー スコープ	エックス線 撮影装置	超音波診断装置	心電心音計	自動現像装置	イメージ インテンシファイア	CT	MR I	PET
嶺 北	県(家保等)			4						
	共 済			1						
	個 人									
	計			5						
嶺 南	県(家保等)			2						
	市									
	法 人									
	個 人									
計			2							
合 計	県(家保等)			6						
	共 済			1						
	市									
	法 人									
	個 人									
計			7							

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	免疫・DNA診断装置等									
		酵素抗体 測定装置	ELISA用 プレートリーダー	蛍光顕微鏡	写真撮影 顕微鏡 撮影装置	嫌気性菌 培養装置	PCR 装置	DNA シーケンサー	孵卵器	クリーン ベンチ	安全 キャビネット
嶺 北	県(家保等)	2		1	1	1	4		2	2	3
	共 済										
	個 人										
	計	2		1	1	1	4		2	2	3
嶺 南	県(家保等)				1				1	1	
	市									1	
	法 人										
	個 人										
計				1				1	2		
合 計	県(家保等)	2		1	2	1	4		3	3	3
	共 済									1	
	市										
	法 人										
	個 人										
計	2		1	2	1	4		3	4	3	

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	理化学的治療機器						受精卵移植関連機器		その他		
		レーザー 装置	ガス 麻酔機	人工 呼吸器	自動 点滴装置	エックス線装置 (撮影装置を除く)	診療用放射線照射装置 (エックス線装置を除く)	マイク アンプ	プログラム フリーザー	オート クレーブ	ガス滅菌器	遠心分離器
嶺 北	県(家保等)							3	5	4	3	5
	共 済											
	個 人											
	計							3	5	4	3	5
嶺 南	県(家保等)								2	2	2	2
	市											
	法 人											
	個 人											
	計								2	2	2	2
合 計	県(家保)							3	7	6	5	7
	共 済											
	市											
	法 人											
	個 人											
	計							3	7	6	5	7

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、県内各地域の家畜衛生に関する中枢的指導機関として、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生に対する防疫体制整備の強化、診療獣医師や生産者が求める衛生管理技術の提供等の課題に対処するため、必要な病性鑑定機器等の整備・充実を進める。なお、診療や飼養衛生管理基準の確認・指導のため、家畜保健衛生所の事業実施時に農業共済組合家畜診療所、個人開業の診療獣医師との連携を継続し、情報を共有化していく。また、農場 HACCP および畜産 GAP は県内6か所の農林総合事務所と連携して指導員の育成等に努めていく。

イ 農業共済組合家畜診療所

農業共済組合家畜診療所は、県内における産業動物診療施設の中核機関としての体制を維持する。また、家畜保健衛生所は、農業共済組合家畜診療所の診療が効率的かつ健全に運営できるよう検査について協力・連携する。

ウ 個人開業の診療獣医師

産業動物に係る個人開業の診療獣医師は、農業共済組合家畜診療所との連携を強化し、効率的な診療を提供するよう努めることとする。また、家畜保健衛生所は検査等について協力することにより、個人開業の診療獣医師の効率的かつ健全な運営を支援する。

また、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師の診療施設の整備

に当たっては、家畜保健衛生所の施設・検査機器の活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器については、獣医療法第15条の規定に基づき、日本政策金融公庫が実施する長期低利の融資制度の積極的な活用等によりその整備を推進する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

ア 嶺北地域

嶺北地域では、乳用牛（福井市・あわら市・坂井市・大野市・勝山市）、肉用牛（福井市・坂井市・越前市・池田町）および養豚（越前市・大野市）の経営があり、飼養場所は点在している。診療については、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師が行う体制を維持する。また、ワクチン接種等の自衛防疫業務についても、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師が実施する体制を維持していく。ただし、診療効率が低下し、農業共済組合家畜診療所の維持が困難となる場合や個人開業の診療獣医師等が廃業した場合に備えて、公的機関による支援体制も含め診療体制の維持を関係者で検討していく。

同地域では、乳用牛の疾病に関する診療が多いことから、家畜保健衛生所と診療施設との連携を強化し、飼養衛生管理を指導するため、乳房炎検査および血液生化学検査を始めとする体制の整備を進める。

イ 嶺南地域

嶺南地域では、乳用牛（敦賀市、美浜町、若狭町）、肉用牛（敦賀市、美浜町、若狭町、おおい町）の経営があり、その診療については、主に個人開業の診療獣医師や敦賀市が開設する家畜診療所の獣医師職員、農業共済組合家畜診療所が診療を行う体制を維持する。また、ワクチン接種の自衛防疫業務については、個人開業の診療獣医師および敦賀市の家畜診療所が実施する体制を維持する。同地域では、家畜保健衛生所と診療施設が連携を強化し、迅速な検査等に対応できるような体制を維持する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師および公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

（単位：人）

地域	令和3年4月現在の獣医師数(A)	令和12年度における獣医師の確保目標(B)	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数(C)	令和12年度推定獣医師数(A-C)(D)	令和12年度までに確保すべき獣医師数(B-D)(E)
産業動物診療獣医師数 ^{※1}	8	6	4	4	2
嶺北	5	4	3	2	2
嶺南	3	2	1	2	0
福井県に勤務する獣医師数 ^{※2}	25	28	7	18	10
合計	33	34	11	22	12

令和12年度における獣医師の確保目標のうち、産業動物獣医師の目標数は、「福井県酪肉・肉用牛生産近代化計画」（平成28年3月制定）の家畜の飼養目標や病傷数等を勘案し、減数とした。公務員獣医師の目標数は、令和3年時点の欠員数および退職予定者数を考慮して算出した。

※1：市に勤務する獣医師のうち主たる業務が産業動物の診療である獣医師を含む

※2：農林水産分野に従事する獣医師のみ

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師および公務員獣医師の確保

産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の半数以上が小動物分野を選択していることなど、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。本県においても現在のところ産業動物獣医師については、ほぼ定数を確保してはいるが、現在の産業動物獣医師および公務員獣医師は年齢構成が高く、今後、退職年齢が引き上げられたとしても、近い将来、大量退職を迎え、獣医師数が大幅に減ることが予想される。公務員獣医師の採用については採用人数が募集人数に満たないため、例年欠員が生じており、臨時職員を採用して対応しているが、不足が常態化している状況にある。このため、産業動物獣医師および公務員獣医師の確保については、農業共済組合家畜診療所、個人開業の診療獣医師および公務員獣医師の欠員数および定年退職を考慮しながら、獣医師の確保目標人数に基づき、計画的な採用を進める必要がある。

そこで、県は獣医系大学への就職説明会等を利用した訪問、OBによる広報活動を行うとともに、インターンシップを積極的に受け入れ、産業動物獣医師の業務や公務員獣医師の業務（家畜衛生分野、公衆衛生分野および自然保護分野）に対する理解をより深めてもらい、就職を促進する。また、現住所が他県にあるが、本県にUターンもしくはIターンを希望する社会人に対しても定住の案内を送付する等、積極的な呼びかけを行う。

特に公務員獣医師の確保については、獣医師を志望する本県の高校生に対して、獣医学生修学資金制度の活用を促進していく。また、獣医師給料表の設置、採用試験の年齢制限の緩和および複数回の実施について柔軟に検討していくこととする。

(2) 労働をめぐる環境の改善

本県における公務員獣医師のうち、女性の占める割合が増えてきており、今後も女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられる。このため、産休による代替職員の確保や長期間育休等を取得していた女性獣医師が安心して職場復帰できるサポートなど、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行い、女性獣医師の定着を進める。

(3) 人材の確保

産業動物獣医師および公務員獣医師を計画的に採用することが第一であるが、獣医師の代替職員は獣医師である必要があるため、ケガや病気、出産、育児休暇等の一時的な休職に対応するため、退職したOB獣医師を活用することとする。また、家畜防疫員の確保を図るため、公衆衛生分野、自然環境分野の公務員獣医師との連携を継続していく。

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、家畜保健衛生所が中心となり、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療所と連携し、それぞれの機能および業務の強化を進める。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の家畜防疫の拠点として位置付けられていることから、同所を核とし、県組織のみならず、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療獣医師、家畜飼育者等の連携の下で、家畜伝染病および不明疾病に対するサーベイランス体制の強化ならびに家畜伝染病の大規模な発生に対する防疫体制の再点検と強化を進める。このためには、日頃から県、市町、団体等の協力の下、公務員獣医師（家畜防疫員）と診療獣医師が一体となって、速やかな防疫対策ができるよう情報の共有化を行う。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病が大規模家畜飼養農場で発生した場合には、迅速な初動防疫措置ができるよう、近隣府県への家畜防疫員の派遣要請、防疫資材の融通要請を行う。

また、家畜保健衛生所が中心となり、各地域一体となった組織的な家畜防疫体制が確立できるよう、地域家畜防疫会議や地域防疫演習を行う。さらに、福井県飼養衛生管理指導等計画を元に、家畜保健衛生所および関係機関が連携して、平時より農家に対して飼養衛生管理基準遵守を助言・指導していく。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物の獣医療に関する診療の迅速化・的確化を推進するうえで、診療施設・機器の高度化を進めることは重要であるが、本県では、産業動物診療に関する検査のほとんどを家畜保健衛生所で実施しているため、これまでの体制と同様に、家畜保健衛生所の診療機器を効率的に利用することとする。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設間の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師との情報交換が必要である。

このため、家畜保健衛生所からは監視伝染病、抗体検査などの衛生検査の結果、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果等の情報を提供し、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療所から提供される疾病情報を交換することで、各々が衛生検査指導や診療に活用できる獣医療情報の提供システムの整備を進めることとする。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大に伴って重要となる集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術が必要となる。

本県では、特殊な機器や施設を必要とする検査は当然であるが、簡易検査等についても日頃から家畜保健衛生所に対応しているため、なお一層、診療獣医師との業務の連携を進める。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

今後、獣医療の提供が困難となる地域が発生した場合には、当該地域に対する十分な診療を提供する必要があることから、公的機関による支援体制、例えば、家畜保健衛生所が実施する検査時に併せた診療行為について検討する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物臨床獣医師分野

診療技術については、獣医学の進展、診療機器や医療品の開発・普及等に対応して、診療内容も高度化、多様化していくことが見込まれる。また、実践的な診療技術の修得、適切なインフォームドコンセントの実施等飼育者とのコミュニケーション能力の向上ならびに獣医療、家畜衛生、公衆衛生等の法令、食品の安全性、薬剤耐性対策等のワンヘルス等に関する知識および技術の修得が必要となる。そのことから農業共済組合は、全国農業共済協会等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、地域への伝達講習会等により技術の向上に努める。

(2) 公務員獣医師分野

県は、家畜保健衛生所の獣医師職員を中心に、国が開催する家畜衛生講習会および技術研修会を受講させ、伝達講習等により地域への普及を進めるとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備等の最新の獣医療技術に係る技術研修会を開催し、技術の向上に努める。

また、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病が大規模家畜飼養農場で発生した場合には、迅速な初動防疫措置に向け、家畜保健衛生所職員のみならず産業動物臨床獣医師、農林水産分野以外の公務員獣医師等も対象とした各地域一体となった組織的な家畜防疫体制が確立できるよう、地域家畜防疫会議や地域防疫演習を行う。

(3) 小動物獣医師分野

公益社団法人福井県獣医師会は、専門分野別の技術の普及と向上のため、研修会や講習会の開催に努めるとともに、学会の開催状況について獣医師への周知徹底に努める。

2 生涯研修

公益社団法人福井県獣医師会は、診療に従事する獣医師が日進月歩する獣医療や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、時代に即した獣医療を提供していくため、研修会や講習会の開催、関連する教材等の提供に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

獣医療に関する窓口は中山間農業・畜産課および家畜保健衛生所となるが、監視指導は多岐にわたるため、健康福祉部医薬食品・衛生課および公益社団法人

福井県獣医師会と連携して、対応する。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物獣医師分野

家畜保健衛生所および一般社団法人福井県畜産協会は、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理の導入を促進する。

また、家畜衛生推進協議会や各地域が行う防疫演習を通じて、関係機関が連携して、地域の衛生対策の向上に努め、家畜飼養者に、飼養衛生管理基準の遵守を指導する。家畜飼養者が飼養家畜の健康観察に努め、家畜の健康異常の早期発見と早期の診療依頼を推奨することにより、効率的な家畜診療が実施されるよう努めるものとする。

(2) 小動物獣医師分野

公益社団法人福井県獣医師会は、小動物の適切な管理のため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及および健康相談活動を促進するほか、獣医師による飼主へのインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等必要な条件の整備を促進する。

3 計画の見直し

畜産経営を取り巻く情勢は厳しく、家畜飼養戸数および飼養頭数の激変や畜産農家の偏在等により、産業動物を対象とした獣医療の需要構造が大きく変化する可能性は否定できない。

このことから、目標年度に達する前であっても、必要があれば本計画を変更することとする。